

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 令和3年度計画

第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 町立病院としての役割

(1) 救急医療体制の充実

心疾患及び脳血管疾患の患者の初期対応に適切に対応するため、循環器内科及び脳神経外科を含む初期救急医療体制を整備し、「防ぎえる死」に迅速かつ適正に対応する。

また、消防署、十勝・帯広両医師会及び高度救急医療を提供する病院との連携を強化し、切れ目のない転院搬送体制を整備する。

(2) 地域医療の維持

① 入院医療

町内唯一の入院病床を維持するため、入院収益の改善を図る。

多様な医療ニーズの増加により、在宅・介護施設等から受け入れた患者の在宅復帰に向けた医療の提供が期待されていること等に鑑み、病床の一部を地域包括ケア病床等のポストアキュートを担う病床に転換する。

指標	令和元年度実績	令和3年度目標
一般病床	48床	48床
うち地域包括ケア病床	32床	32床
うち地域一般病床	16床	0床
うち急性期一般病床	0床	16床
計	48床	48床

② 外来医療

高齢者に多い骨折・関節症・整形外科疾患の患者に対応するため、整形外科の外来診療時間を拡充する。循環器内科は外来診療においても汎用性が高く、町内の診療所が提供していない診療分野であることから、需要に即した診療体制及び診療機能の補完を行うことで「かかりつけ医」としてプライマリケア機能を担う。

③ リハビリテーション

急性期から回復期・慢性期・在宅まで包括的にリハビリテーションを提供する体制を整備するため、必要に応じて理学療法士又は作業療法士等の職員を増員する。また、町民が自宅で自立した生活を続けることを目的に、予防リハビリテーションを積極的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

④ 在宅医療

町民が住み慣れた地域や自宅で療養できる環境を維持するため、訪問看護を中心とした、24時間体制での在宅医療に取り組む。介護保険の利用者及びその家族のニーズを尊重し、利用者の状態にあった適切なサービス利用を支援するため、医療と介護の連携を強化する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
訪問診療	100件/年	100件/年
訪問看護	-	6件/日
訪問リハビリ	3件/日	3件/日
通所リハビリ	2件/日	2件/日

(3) 医療機関間の連携強化

上記(2)で掲げた医療を推進するため、検査体制の連携、緊急受け入れ、災害時の連携、在宅ケア体制等について、他の医療機関との連携体制を整備する。

また、町内診療所の患者が入院医療を要する状態となった場合には、患者や家族の意思を尊重したうえで、本院において適切な医療が受けられるよう、診療所と連携する。

(4) 町内官公庁等への協力

町内官公庁等の要請に応じ、産業医、警察医、学校医等の嘱託医の派遣に協力する。

(5) 疾病予防、重症化予防の取組

- ① 早期に病気を発見し、早期治療、二次予防や重症化予防の考え方を町民に広く啓蒙し、人間ドックや健康診断の受診率向上に努める。心疾患や脳血管疾患等の発症を未然に防ぐため、脳ドック、心臓ドック等を実施する。
- ② インフルエンザワクチン等の予防接種及び健康教室を実施する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
人間ドック	22件	25件
特定健診	16件	20件
SMILE ドック	-	645件

(6) 災害対応力の充実強化

災害発生時に町民の医療や長期避難を支える拠点として機能出来るよう、行政その他の関係機関との連携を強化するとともに、設備、備品、医療物資等の優先納入体制を整備する。大規模災害発生時には、患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣し、医療救護活動を実施できるよう、災害医療に関する研修や医療救護を想定した訓練等を実施する。

新型インフルエンザの流行等、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、町や関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応をとる。

町内医療機関を含め災害時の対応について協議し、体制整備を促進する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
災害訓練実施回数	0回	0回

(7) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域ニーズに応じた在宅医療の中心的な役割を担う病院として、医療・介護の連携を強化し、循環型地域医療連携システムを展開する。
- ② 近隣の自治体との連携を強化し、医療資源の効率的かつ効果的な体制構築を図り、ひいては医療費を含む社会保障費の適正化に努める。

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保と人材育成

① 医師の人材確保

- ア 医師の確保は本院の存続にかかわる最大の課題であり、道内の大学のみならず、プライマリケアやへき地における救急医療の教育に力を入れている大学との連携を強化し、医師の確保に努める。町及び自治体病院を有する近隣の町村と連携し、寄付講座について積極的に検討する。
- イ 非公務員型地方独立行政法人のメリットである医師の兼業を制度化する。本院での地域医療と大学や民間病院での高度医療を同時に学ぶことで、キャリアアップを目指す医師をサポートする。
- ウ 医師確保と定着化を促進するため、医師、看護師、リハビリセラピスト及び事務職員等が、適切に役割分担するチーム医療を推進する。
- エ 医師負担の軽減を図るため、医師について多様な勤務形態の導入を検討するとともに、医療クラーク（医師事務作業補助者）等、医師を支援する職種の充実を図る。

② 看護師及び医療技術職員の人材確保と人材育成体制

- ア 教育実習の受け入れや職場体験を通して十勝地域の教育機関等との連携を強化し、優れた看護師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士等の確保に努める。認定看護師等の採用及び資格取得を推進し、医療の質の向上を図る。
- イ 看護師のチーム体制を充実させるため、リーダーとなる職員を育成する。
- ウ 理学療法士、作業療法士等のリハビリセラピストの配置を進め、脳血管疾患や整形外科疾患で特に求められるリハビリニーズに応える。

③ 事務職員の育成

- ア 病院経営機能の強化を図るため、段階的にプロパー職員の採用を進める。事務職員の能力を最大限に発揮できる職場環境を整えるとともに、診療情報管理士等の資格取得や委託職員の資質向上を促進する。新卒プロパー職員は本院の負担で全員医療事務2級の資格取得を目指す。

イ 医療事故が発生した場合や、患者と医療者間での意見の食い違いなどが起こった場合に、双方の意見を聞いたり話し合いの場を設定するなどして問題解決に導く仲介者（医療メディエーター）や医療安全管理者の育成に取り組む。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
医師数	6人	6人
常勤医師数	3人	3人
看護師数	30人	33人
認定看護師数	0人	0人
リハビリセラピスト	4人	4人
医師事務作業補助者	1人	5人
医療メディエーター	2人	2人
医療安全管理者	1人	2人

(2) 電子カルテシステムの活用

医療の充実や安全性の向上等を図るため、電子カルテシステムを活用し、カルテの運搬や受付・会計待ち時間の削減、カルテの取り違えや薬の処方ミス等の防止を図る。

他医療機関等との医療情報の収集や情報提供に積極的に取り組むことにより、ICTを活用した広域医療連携及び医療・介護連携を推進する。

また、通院が困難な患者のニーズに応えるため、ICTを活用した遠隔診療について積極的に検討する。

(3) 計画的な医療機器の整備

地域のニーズにあった良質な医療を提供するために、中期目標期間中の医療機器等整備計画を作成し、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行う。大型医療機器整備の入札にあたっては、他病院の

導入実績を把握し、購入費用の削減を図る。

なお、過剰な設備投資を防止するため、従前の医療機器稼働率等を十分に分析した上で、整備計画を策定する。

3 患者サービス

(1) 患者本位の医療の提供

患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できる等）の保証と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努める。患者とその家族が自ら受ける治療に納得し、治療及び検査の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底する。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、患者が治療法等を判断する際に、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようセカンドオピニオンの体制を強化する。

地域連携係において、患者の入退院支援と連携支援を行う。

(2) 診療待ち時間の改善等

- ① 外来診療、検査等の待ち時間の実態調査を実施し、患者ニーズを把握しながら、患者の利便性の向上に取り組む。
- ② 初診予約制度等、予約診療の検討を行い、診療待ち時間の改善を図る。
- ③ 検査機器の稼働率の向上等により、検査待ち日数及び時間の短縮を図る。

(3) 患者・来院者のアメニティ向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的実施し、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。

また、患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底する。

指標	令和元年度実績	令和3年度目標
患者満足度調査の実施	0回/年	1回/年

(4) 患者の利便性向上

- ① ボランティアを積極的に受け入れることで、患者サービスの向上とともに、町民の生きがいや活躍の場を提供する。
- ② 交通案内や公共交通機関の時刻表の案内板を充実させるとともに、玄関・受付等での声掛けや移動介助を積極的に行うことで、患者の利便性向上を図る。
- ③ 医療費のクレジットカード等による支払いを希望する患者人数等を把握し、経営上のメリットがあれば導入を検討する。
- ④ 利用者のニーズをふまえ、必要に応じ送迎バスの運行ルート・時間帯等の見直しを行う。また、デマンドタクシー導入の可能性について検討する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
ボランティア登録人数	0人	0人
患者送迎バス利用者数	23人/日	24人/日

(5) 職員の接遇向上

- ① 全ての職員に対し医療はサービス業であるとの意識を浸透させる。
- ② 患者の満足度を把握するため、院内のわかりやすい場所に投書箱を設置し、患者サービスの向上につなげる。
- ③ 接遇研修や接遇の良い病院を見学するなど、病院全体の接遇の向上を図る。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
接遇研修実施回数	0回	1回

4 医療の質の向上

(1) 医療安全対策の徹底

医療事故及び医療に係るヒヤリハット事例の収集分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、医療安全対策の充実を図るとともに公表する。

また、全職員が研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等への参加を通じて、医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動する。

- ① 患者との信頼関係を強化し、患者が安心して良質な医療を受けられるような安全管理と事故防止対策の充実を図る。
- ② ヒューマンエラーが起こりうることを前提として、エラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。
- ③ 患者とその家族及び病院職員の安全を確保するため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施する。
- ④ 医薬品等の安全使用確保に努め、入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師による与薬や服薬指導を拡充する。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
医療安全院内研修会	2回	2回
外部勉強会への参加	3回	3回

(2) 法令の遵守等（コンプライアンス）

- ① 町立病院としての使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、チェック等を通じて、職員の行動規範と医療倫理を確立する。
- ② 個人情報保護及び情報公開に関しては、広尾町個人情報保護条例（平成27年広尾町条例第33号）及び広尾町情報公開条例（平成11年広尾町条例第1号）の趣旨を尊重し、町の機関に準じて適切に対応する。
- ③ インフォームド・コンセントの充実や、カルテ、レセプト等の医療情報の適切な情報開示を実施し、患者及びその家族の信頼向上に努める。

5 町の医療施策推進における役割の発揮

(1) 町の保健・福祉行政との連携

町民の健康増進を図るため、町の機関と連携・協力して、特定健診、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などの一次予防に重点を置き、疾病予防や介護予防の推進を図る。

(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信

町民の理解を深めるため、医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、町民対象の公開講座の開催、ホームページ等を通じて、保健医療情報の発信及び普及啓発を積極的に行う。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
ホームページの開設	独自ホームページの開設	独自ホームページの随時更新
町民公開講座開催回数	1回	1回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達するためにとるべき措置

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行う。町立病院としての運営が的確に行えるよう、理事会を定期的で開催するとともに、効率的・効果的な運営管理体制を確立する。

また、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、各診療科・部門別の毎月の収支を計算するなどの経営分析や、計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、組織目標を着実に達成できる運営管理体制を構築する。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員の配置を適切に行う。

また、柔軟な給与体系を設け、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れる。高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度構築等により、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び業務運営に努める。

(2) 職員の職務能力の向上

- ① 医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備する。他の医療機関等との人事交流を積極的に検討する。

- ② プロパー職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、事務部門の職務能力の向上を図る。
- ③ 全職員が経営感覚とコスト意識を高め、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図る。

指標	令和元年度実績	令和3年度目標
プロパー職員数	2人	6人

(3) 人事評価システムの構築

評価と昇任・昇格を連動させる等、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な人事評価制度を導入する。評価結果については、職員にフィードバックすることで、問題点等の是正に役立てる。看護職や事務職等の副院長起用を積極的に検討する。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績が適切に反映できる給与制度の導入、運用を図る。

(5) 働きやすい職場環境の整備

- ① 優秀な職員を確保するため、短時間勤務正職員制度等による柔軟な勤務体制の採用、時間外勤務の削減、休暇取得の促進、産休・育児休暇等の整備によって、現場を離れた人材や地域に戻られた方の就労の場としての受け入れ等、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備する。
- ② 時間外勤務が恒常化している部門については、業務フローを見直すことで、時間外勤務の削減を目指す。看護部門においては、看護記録の電子化を推進し、業務効率化を図る。
- ③ 職員のモチベーションを維持するため、職員の悩みなどの相談体制を整備するとともに、患者からの過度の苦情への対応等を図る。

(6) 予算執行の弾力化等

中期計画の枠内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努める。

また、契約においては、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 持続可能な経営基盤の確立

二次救急医療をはじめとした町立病院の公的使命を将来にわたって継続的に担うことができるよう、経営感覚に富む人材育成の強化、PDCAサイクルによる目標管理等、経営改善に向けた取組を実施し、収益の確保と費用の削減を図る。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
医業収支比率	69.4%	67.6%
経常収支比率	107%	100.5%

(2) 収入の確保

- ① 地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や、患者の心身の状況に即した入退院の管理を行うことにより、病床の稼働率向上を図り、収入を確保する。
- ② 訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。
- ③ 診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対応するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収など、収入確保に努める。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
入院患者数	36.3人/日	34人/日
病床稼働率	75.6%	70.8%
平均入院単価	23,395円	28,494円
平均在院日数	28.5日	20日

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
外来患者数	180.2人/日	178人/日
平均外来単価	5,637円	5,600円

(3) 費用の削減

- ① 適切な後発医薬品の採用により、患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。
- ② 薬品、診療材料等は、在庫管理を徹底し、適正単価を設定した上で納入価格の交渉を積極的に行う。新規品目採用時には、原則として類似品を廃止することで費用の削減を図る。
- ③ 業務委託の可否及び契約内容や契約方法等の変更を模索し、委託金額の抑制に努める。
- ④ 無駄な電気の消灯や院内の温度設定等、小さな取り組みも継続して実施する。
- ⑤ 契約方法や契約期間の見直しを進め、契約の必要性可否についても再検討する。高度医療機器については、購入後のメンテナンス費用も含めた契約方法の導入を図る。
- ⑥ 稼働していない医療機器等を把握し、機器入れ替え時又はリース契約更新等の際の参考とする。

	令和元年度実績値	令和3年度目標値
委託費比率	11.6%	10.85%
材料費比率	11.3%	10.37%
後発医薬品採用率	90.9%	90%

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 町からの財政支援について

不採算医療など政策的に必要な部門の経費については、町の財政支援を有効に活用するものの、その他の部門での採算性を向上することで、地方独立行政法人の経営原則である独立採算を確立する。

2 医療機器の整備

医療機器の整備については町と協議し、費用対効果、地域住民の医療需要及

び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施する。整備の財源は広尾町長期借入金等とし、各事業年度の広尾町長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定する。

第6 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別表のとおり
- 2 収支計画 別表のとおり
- 3 資金計画 別表のとおり

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 100百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
 - (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
 - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備又は医療機器の購入等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 使用料

病院において診療又は検査を受ける者その他病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

- (1) 費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「点数表等」という。）により算定した額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養に係る使用料の額は、点数表等

により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。

- (3) 前2号の規定によるほか、使用料の徴収にあたっては地方独立行政法人
広尾町国民健康保険病院使用料及び手数料規程（平成31年規程第23号。
以下「使用料及び手数料規程」という。）に定めるところによる。

2 文書料

使用料及び手数料規程に定めるところにより、病院において診断書、証明書
等の交付を受ける者から文書料を徴収する。

3 労災保険適用の場合の使用料又は文書料

前3項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50
号）が適用される場合の使用料又は文書料の額は、厚生労働省労働基準局長が
定める労災診療費算定基準により算定した額とする。

4 徴収猶予等

- (1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難
と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することがで
きる。
- (2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対し
ては、これを減免することができる。
- (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文
書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。
- (4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があ
ると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11 業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（法人成立年度～令和4年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設・設備の整備	110百万円	長期借入金、補助金等
医療機器等の整備・更新	185百万円	長期借入金、補助金等

2 人事に関する計画

地域住民の医療ニーズの変化に応え、良質で安全な医療を提供するため、医師等の医療従事者や専門家など必要とされる優れた人材を採用するとともに、適材適所の人事に努める。

また、求められる役割に応じて、成果が適正に評価される人事給与制度を構築する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	128百万円	82百万円	210百万円
長期借入金償還債務	44百万円	217百万円	261百万円

4 積立金の処分に関する計画

なし